

南加賀公設地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年2月28日

南加賀広域圏事務組合管理者 和田 慎 司（署名）

南加賀広域圏事務組合規則第1号

南加賀公設地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

南加賀公設地方卸売市場業務条例施行規則（昭和58年南加賀広域圏事務組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

第89条第1項第1号中「施設において使用するもの」の次に「とする。ただし、水産冷蔵庫Aについては、管理者が認めた場合は、この限りでない。」を加える。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。